

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア長野東店
長野市大字小島字布野裏193ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ベイシア
群馬県伊勢崎市下道寺町510
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)ベイシア
群馬県伊勢崎市下道寺町510
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年8月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,300平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 243台
 - (2) 駐輪場の収容台数 36台
 - (3) 荷さばき施設の面積 124平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 75立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成16年12月14日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 10 縦覧の期間
平成16年12月24日から平成17年4月25日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家の種類	発生年月日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成16年12月14日	疑似患畜	1	上伊那郡箕輪町

畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成16年12月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日 平成17年1月22日（土）
 - (2) 開催時及び場所
午後1時30分から ふれあい福祉センター（長野市大字鶴賀1714-5）
- 2 都市計画案の概要
 - (1) 都市計画案
長野都市計画区域区分の変更
 - (2) 案の閲覧
公告の日から平成17年1月21日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。
- 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成17年1月14日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野建設事務所管理計画課、長野市都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号　　)
長野都市計画区域区分の変更案等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　　年　　月　　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　　所 〒	
ふりがな 氏　名	
(電話　　　　)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年12月24日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 (1) 許可番号 平成16年11月8日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141-264、2141-366、
2141-418、2141-419

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県東葛飾郡沼南町高柳1763-5

有限会社信光不動産 代表取締役 金井光生

2 (1) 許可番号 平成16年10月7日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字高瀬沢1348-1、字北高瀬84

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区目白3-3-1

株式会社 Hill Side Ranch 代表取締役 新居美代子

3 (1) 許可番号 平成16年10月13日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字谷地上790-2、字北原820-147

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉9-108

株式会社クリエイト軽井沢 代表取締役 大石成人

4 (1) 許可番号 平成16年11月2日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-16号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字雲場橋根1291-3、字雲場橋向1287-13、字池ノ端道下1304-3、字離山下1323-1413

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区永田町2-11-1

有限会社パシフィック・グロース・リアルティ

取締役 金井壮

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年12月24日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 許可番号 平成16年10月22日

長野県上小地方事務所指令16上小地建第13-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小県郡丸子町大字御嶽堂字岩谷堂51-1、52-2、52-3、52-4、53-3、54-3、57-3、57-4、67-1、67-4、67-5、67-6、68-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小県郡丸子町大字下丸子611

株式会社エムケーディーコーポレーション

代表取締役 斎藤携三

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年12月24日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

1 許可番号 平成16年8月30日

長野県上伊那地方事務所指令16上伊地建第31-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡辰野町大字平出2051-1、2051-2、2052-1、2052-2、2052-3、2059-3、2035-2の内、2059-1の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山4-1-28

株式会社コメリ 代表取締役会長 捧賢一

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年12月24日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1 (1) 許可番号 平成16年8月27日

長野県指令16建第9-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小島字新田長灰1129-5、1131-1、1136-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字中松195-5 依田道也

2 (1) 許可番号 平成16年10月28日

長野県指令16建第9-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字行人塚1711-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市青木島町大塚1256-1

タウンJ N T K E-109号 吉平和洋

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年12月24日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 許可番号 平成16年10月22日

長野県上小地方事務所指令16上小地建第13-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小県郡丸子町大字御嶽堂字岩谷堂51-1、52-2、52-3、52-4、53-3、54-3、57-3、57-4、67-1、67-4、67-5、67-6、68-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年12月24日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

理事

新任

氏名	住所
篠崎允彦	北安曇郡白馬村大字神城6534番地
高橋功	北安曇郡美麻村22514番地イ
下川由忠	北安曇郡白馬村大字神城22506番地
田中庄左エ門	北安曇郡白馬村大字神城24820番地

重任

氏名	住所
長澤悠紀	北安曇郡白馬村大字神城4533番地
吉田理	北安曇郡白馬村大字神城11570番地1
太谷義男	北安曇郡白馬村大字北城5541番地
武田太一	北安曇郡白馬村大字北城1033番地
福島信行	北安曇郡白馬村大字北城7078番地クの2

退任

氏名	住所
平林敏	北安曇郡白馬村大字神城1285番地
村上仁一	北安曇郡白馬村大字神城6959番地
小林忠夫	北安曇郡美麻村24694番地
太田紘熙	北安曇郡白馬村大字神城22448番地3
松本幸治	北安曇郡白馬村大字神城25263番地
丸山基忠	北安曇郡白馬村大字北城5714番地2
松澤達男	北安曇郡白馬村大字北城21781番地
中村光貞	北安曇郡白馬村大字神城18020番地1

監事

新任

氏名	住所
中村光貞	北安曇郡白馬村大字神城18020番地1

重任

氏名	住所
郷津良治	北安曇郡白馬村大字北城465番地
横川勝男	北安曇郡白馬村大字神城23434番地

退任

氏名	住所
太田史彦	北安曇郡白馬村大字神城12619番地イの1

土地改良課

公告

長野県上水内郡鳥居川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年12月24日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理事

新任

氏名	住所
北村袈裟男	上水内郡信濃町大字柏原2849番地

氏名	住所
小林英教	上水内郡信濃町大字平岡1676番地
小柳伸一	上水内郡三水村大字普光寺690番地
龍野正道	上水内郡三水村大字芋川4284番地
市川勝俊	上水内郡豊野町大字石1900番地
古川彰一	上水内郡豊野町大字蟹沢12番地17
山口光左	下水内郡豊田村大字上今井2635番地1
長沢豊一	下水内郡豊田村大字穴田1064番地

重任

氏名	住所
瀧澤常雄	上水内郡信濃町大字古間573番地2
寺島勝	上水内郡牟礼村大字古町678番地
中川功	上水内郡牟礼村大字牟礼2662番地

退任

氏名	住所
木田允	上水内郡信濃町大字平岡613番地
小林昭一郎	上水内郡信濃町大字柏原2905番地1
村松直幸	上水内郡三水村大字芋川1098番地
永野八七一	上水内郡三水村大字赤塙598番地1
菊池保義	上水内郡豊野町大字石1923番地
笠井留二	上水内郡豊野町大字浅野742番地8
神田尚志	下水内郡豊田村大字上今井2690番地
滝澤祥行	下水内郡豊田村大字穴田1154番地

監事

氏名	住所
常田公雄	上水内郡信濃町大字穂波92番地
田中義兼	上水内郡牟礼村大字小玉599番地
金井清敏	上水内郡豊野町大字豊野1933番地1
滝澤祥行	下水内郡豊田村大字穴田1154番地

重任

氏名	住所
北村策朗	上水内郡信濃町大字柏原9番地1
閔塚和朗	上水内郡信濃町大字富濃411番地1

退任

氏名	住所
齋藤邦夫	上水内郡信濃町大字穂波1426番地イ-1
小林誠	上水内郡三水村大字倉井2663番地
渋沢邦司	上水内郡豊野町大字大倉3421番地
田中昭男	下水内郡豊田村大字上今井3868番地1

土地改良課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成16年12月24日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

1 審査の種類、期日及び場所

種類		期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (普通通)	平成17年2月7日(月) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成17年2月7日(月) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大型型)	平成17年2月8日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成17年2月9日(水) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能 (普通通)	平成17年2月7日(月) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成17年2月7日(月) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大型型)	平成17年2月8日(火) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成17年2月9日(水) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、大型、又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、大型、又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う

(4) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成17年1月19日（水）までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査（普通）	20,500円
-----------------	---------

(1) 技能検定員審査（大型又は普自二）	14,750円
----------------------	---------

(ウ) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種）	22,050円
-------------------------	---------

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査（普通）	12,150円
-----------------	---------

(1) 教習指導員審査（大型又は普自二）	9,850円
----------------------	--------

(ウ) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種）	12,550円
-------------------------	---------

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター（電話 026-292-2345 内線 231）に行うこと。

東北信運転免許センター